

ア 障害児通所支援

障害児通所支援の種類

サービス種別	サービスの内容
児童発達支援	児童発達支援とは、身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を提供するサービスです。
医療型児童発達支援	さらに、通所利用の障害児やその家族への支援だけでなく、地域の障害児やその家族を対象とした地域支援及び保育所等訪問支援を行う施設を「児童発達支援センター」と呼びます。 児童発達支援に医療の提供が加わると「医療型児童発達支援」となり、肢体不自由児を対象としています。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に、授業の終了後、休業日又は夏休み等の長期休暇中において、児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するために提供するサービスです。

各年度の見込み

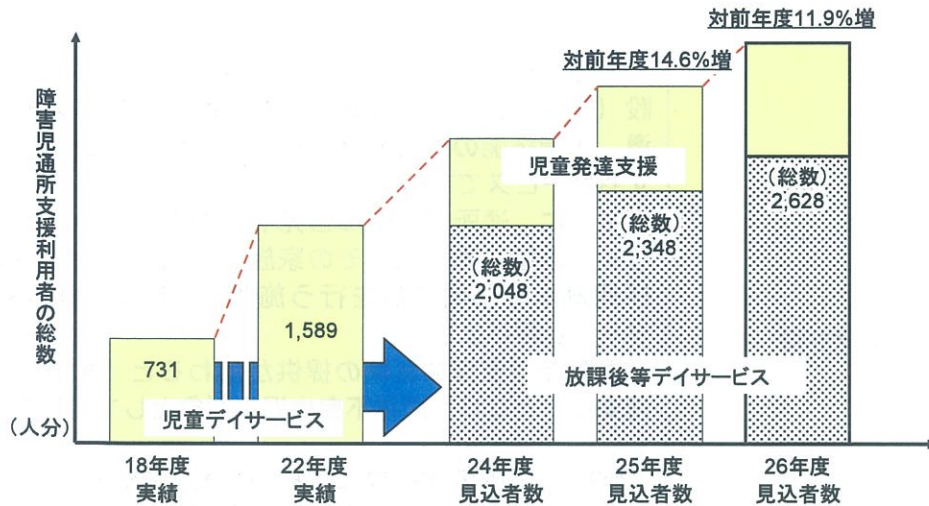
サービス種別	24年度見込み		25年度見込み		26年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	500	6,443	622	7,813	743	9,177
医療型児童発達支援	78	1,179	84	1,260	91	1,367
放課後等デイサービス	1,548	21,312	1,726	23,622	1,885	25,705
保育所等訪問支援	325	587	454	849	548	1,047

※ 利用者数の単位：人 利用量の単位：人日

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

障害児通所支援利用者数の推移

※24年度以前は児童デイサービスの利用者、
24年度以降は児童発達支援と放課後等デイサービスの利用者の合計



見込みの考え方及び課題

市町村ごとに平成23年度までの児童デイサービスの利用実績から未就学児については児童発達支援、就学児については放課後等デイサービスでの利用を見込んでいます。加えて、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成26年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。

肢体不自由児施設の通所部の利用者やこれまで補助事業で実施していた重度心身障害児(者)通園事業の利用者のうち18歳未満の者についても、医療型児童発達支援の対象として見込む必要があります。

また、地域生活支援事業(日中一時支援事業に限る。)との区別を明確にした上で、障害児の居場所づくりを推進する必要があります。

必要な見込量の確保のための方策

未就学児に対しては、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児及びその家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域の身近な障害児支援の窓口として対応できるよう、事業所の設置について、適切な助言・指導に努めます。

就学児に対しては、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを促進します。

また、学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要なことから、学校と事業所との連携・協働による体制整備を支援します。

イ 障害児入所支援

(ア) 福祉型障害児入所施設

入所する障害児に対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行うものとされており、児童福祉法上の児童福祉施設として、改正法施行前の知的障害児施設の移行先として想定しています。

福祉型障害児入所施設は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援の充実を図り、地域に開かれた施設を目指していくことが重要です。

なお、対象となる障害児は、改正児童福祉法により、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）」と変更されたところです。

(イ) 医療型障害児入所施設

入所する障害児に対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療を行うものとされており、児童福祉法上の児童福祉施設として、改正法施行前の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の移行先として想定しています。

なお、医療型障害児入所施設の対象は、知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（重症心身障害児）とされています。

医療型障害児入所施設は、専門医療と福祉が効果的に相まって提供されている実態があり、現行の主たる対象とする障害以外を受け入れることには、専門医などの医療体制の確保が必要となるなど、福祉型に比較すると一元化への困難度が高いと考えられますが、改正児童福祉法の趣旨を踏まえて、可能な範囲で他の障害への対応を図るとともに、専門性の強化や障害者施策に繋ぐことを考慮した自立支援の取組みを進めていくことが必要です。

⑤ 相談支援

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
計画相談支援	障害者等の依頼を受けて、本人の心身の状況、本人及びその家族の生活に対する意向その他の事情を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの種類、内容、これを担当する者及び留意事項等を定めた計画で、サービス利用計画とも呼ばれています。
地域移行支援	福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、訪問相談、希望するサービスの体験利用、グループホーム等の体験外泊、住居確保支援、関係機関調整等地域における受入体制を整備するためのサービスです。
地域定着支援	居宅において、単身である障害者、同居している家族による支援を受けられない障害者及び地域生活が不安定な障害者に、常時の連絡体制を確保し、24時間体制の見守り支援や緊急時の訪問等その他を提供するサービスです。
障害児相談支援	障害児におけるサービス利用計画のことで、障害児通所支援を利用する障害児に、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するものです。

各年度の見込量

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用者数	利用者数	利用者数
計画相談支援	612	997	1,432
地域移行支援	122	149	184
地域定着支援	118	146	182
障害児相談支援	163	258	343

※ 単位：人（一月当たりの利用人数）

見込みの考え方

ア 計画相談支援及び障害児相談支援

市町村ごとに障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者数を基本として、原則として平成24年度から3年間で計画的にすべての利用者が計画相談支援の対象者となるよ

う、各年度の利用者数及び量を見込み、加えて継続サービス支援（モニタリング）の期間設定も勘案し、その数値を見込んでいます。

具体的には、国の示す優先度の高い対象者からモニタリングの回数も踏まえて、サービス利用計画の年間の人数を推計した上で、月間の人数を算出しています。

モニタリングの期間については、国の基本的考え方を踏まえ、概ね以下の考え方で算出しています。

（ア）在宅のサービス利用者のうち、

- ・一定期間集中的に支援を行うことが必要である者は毎月実施
- ・それ以外については6ヶ月ごとに実施

（イ）施設入所者については1年ごとに実施

障害児相談支援については、計画相談支援に準じて、すべての利用者を対象者とし、継続サービス支援（モニタリング）の期間も勘案し、その数値を見込んでいます。

イ 地域移行支援

福祉施設や精神科病院から地域生活へ移行するにあたり、福祉施設からは地域移行を希望する者の数を、精神科病院からは「精神障害者地域移行支援特別対策事業」の実績を踏まえ、特に地域移行支援を必要とする入院患者の数を勘案し、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

ウ 地域定着支援

地域移行支援を利用して福祉施設や精神科病院から退所・退院した障害者を基本として、居宅の障害者等で地域生活が不安定な者を含めた数を加えて、必要とする利用者の数を勘案し、市町村ごとにその数値を見込んでいます。

グループホーム、ケアホーム等の場合は、入居者に係る常時の連絡体制については、当該事業所の世話人が対応することになるため、対象外として算定しています。

課題

これまで自分のサービス利用計画を一人で作成することができない又は特に支援を要する障害者について、サービス利用計画を作成してきたところ、平成24年度からは、すべてのサービス及び相談支援の利用者についてサービス利用計画を作成することになります。3年間で計画的に作成を進めつつ、個々の事例に対応したモニタリングを行う必要もあります。

必要な見込量の確保のための方策

すべてのサービス及び相談支援の利用者について、サービス利用計画の作成を3年間で計画的に行うために、引き続き指定障害福祉サービス等に係る人材の確保及び現任の相談支援専門員の資質向上を図り、相談支援体制の充実強化に努めます。

(2) その他必要な見込量の確保のための方策

県は、国や市町村及び関係機関と連携し、障害福祉サービス等の必要量が確保できるよう、総合的かつ効果的に取り組みます。

① 指定障害福祉サービス等事業者に対する助言・指導

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応しつつ、障害者のニーズに的確に対応したサービス提供がなされるよう、指定障害福祉サービス等事業者に対し助言・指導を行います。

② 離島町村等に対する支援

県は、サービス提供体制の確保が困難な町村に対して、圏域自立支援連絡会議を通し、地域独自の資源開発・改善や複数町村のニーズを集約した事業所進出の働きかけ等、町村の取り組みを支援します。

さらに、小規模離島における介護・障害福祉サービスの提供確保、基盤拡充を図るため、市町村に対し事業運営に要する経費の支援を行います。

③ サービスの質の向上

障害福祉サービス等の提供にあたって基本となるのは人材であり、県や市町村、国、事業者は、人材の養成、サービスに対する第三者の評価、障害者等の権利擁護のための取り組みを関係者で連携して総合的かつ効果的に推進します。

④ 先進事例等各種情報の提供

障害者の地域生活移行や就労移行等の推進に資する県内外の事例等について、広く関係者に情報を提供し、関係者の積極的な取り組みを推進します。

⑤ 地域社会の理解の促進

グループホームの設置など、サービスの基盤整備にあたっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であることから、広報・啓発を積極的に進め、地域社会の理解を促進します。

3 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

課題

障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指し、地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実など、サービスの提供体制を整えるとともに、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を進める必要があります。

設定の考え方

平成17年度における本県の障害者施設（旧法施設）の入所定員は2,820人で、利用者数は2,761人です。この数値と平成18年度以降の施設入所支援の見込量をもとに、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を設定すると、平成26年度の定員は2,480人になります。

各年度の設定数

必要入所定員総数

単位：人

平成17年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
2,820	2,600	2,550	2,480

[備考]

・必要入所定員総数とは

旧法身体障害者施設（更生、療護、授産）、旧法知的障害者施設（更生、授産）及び旧法精神障害者施設（生活訓練、授産）と施設入所支援サービスを提供している障害者支援施設の入所定員を合算した数をいう。

4 障害福祉サービス等の質の向上のために講ずべき措置

課題

利用者が安心して適切なサービスを選択し、十分に提供されるためには、サービスの量的な確保だけでなく、質の向上が必要不可欠です。そのため、指定障害福祉サービス事業所、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所及び指定障害者支援施設に従事する職員等の質の向上やサービスの評価、障害者の権利擁護や苦情解決など、利用者本位の質の高いサービスの提供に向けた次のような取り組みが必要です。

- 障害福祉サービス従事者等に対する研修制度の充実
- 第三者評価制度を活用した障害福祉サービスの質の向上
- 障害者の虐待防止に向けた取り組み

方策

(1) 障害福祉サービス従事者等に対する研修制度の充実

障害福祉サービス等利用者に対して質の高いサービスを提供するため、サービス提供に係る専門職員等、指定障害福祉サービス等に従事する人材を質・量ともに確保することが求められています。

障害者自立支援法では、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者及び相談支援専門員を指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の事業者ごとに配置すべきことを定めています。

また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者等の養成も必要とされています。

そのため、県ではこれまで、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上を図ることを目的として、サービス管理責任者研修、相談支援従事者研修等、各種研修を実施してきました。また、法改正に伴い、今後は、同行援護従事者養成に係る研修や介護職員等によるたん吸引実施に係る研修も必要となります。

県では、必要とされる研修について引き続き実施するとともに、障害福祉サービス従業者等のさらなる資質向上を図るため、研修内容の充実に努めます。

さらに、島しょ県である本県において、地域間格差を解消するとともに、地域のニーズに応じた福祉サービスが提供できるような人材育成体制づくりに努めます。

【今後実施予定の研修】

区 分	実施方法	参考：これまでの受講者数（累計）実施		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談支援従事者研修	委託 及び 事業者 指定	初任者研修 718	初任者研修 926	初任者研修 1,157
		現任研修 123	現任研修 163	現任研修 202
サービス管理責任者研修	事業者 指定	406	639	865
居宅介護従業者養成研修	事業者 指定	1,895	2,651	3,140
重度訪問介護従業者養成研修	事業者 指定	34	56	61
行動援護従業者養成研修	事業者 指定	65	108	154
移動支援従業者養成研修	事業者 指定	1,481	2,008	2,707
同行援護従業者養成研修	事業者 指定	—	—	—
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修	委託	—	—	—

(2) 第三者評価制度等を活用した障害福祉サービス等の質の向上

社会福祉法第78条において、社会福祉事業の経営者は、自ら福祉サービスの質の評価を行うことなどにより、良質かつ適切なサービスを提供するよう努めることとされています。これにより、事業者は事業運営の問題点を把握し、質の向上につなげることとなります。また、評価を受けた結果が公表されることにより、利用者にとっても、適切なサービスの選択が可能となります。

指定障害福祉サービス等の質の向上のため、事業者から提供されるサービスについて、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価制度等の活用を推進します。

(3) 障害者の虐待防止に向けた取り組み

平成23年に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、障害者虐待防止法という。)が平成24年10月に施行されることを踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

県では、障害者虐待防止法に基づく障害者権利擁護センターを設置し、行政機関並びに関係団体から成るネットワークを構築することにより、障害者虐待に係る情報の共有と連携強化を図り、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等の体制整備に取り組めます。



